

会社・商店・飲食店などから出るごみの出し方

事業活動に伴って発生するごみで、産業廃棄物以外のごみは、事業系一般廃棄物と呼ばれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者自らの責任で処理しなければならないとされています。家庭用のごみとして出さず、次の収集方法のいずれかでお出しください。

1 収集運搬許可業者に依頼する

収集方法	秩父広域市町村圏組合の許可を受けている業者と相談して決めてください。
料 金	業者の料金体系により異なります。

2 秩父広域市町村圏組合に収集を依頼する（特別収集）

収集方法	事業所に直接収集に伺います。（家庭用の収集場所には出せません） 事業系専用の指定袋を使用してください。 可燃ごみは週2回、不燃ごみは月2回収集します。資源ごみは収集しません。
料 金	可燃ごみ、不燃ごみ別に月額3,000円（1口）の手数料のほか、事業専用指定ごみ袋（10枚入り1,100円）を使用してください。

3 秩父広域市町村圏組合の施設に直接持ち込む

期 間	平日午前9時～正午 午後1時～午後4時
料 金	40kgまで600円です。（40kgを超えたときは、10kgごとに150円を加えた額）

※持込めるもの、大きさ、重量等に制限がありますので、不明な点は事前にお問い合わせください。

可燃ごみ 秩父クリーンセンター ☎24・8050

不燃ごみ 秩父環境衛生センター ☎23・8921

問合せ 町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線126

「し尿処理事業広域化基本計画」に関する意見 （パブリックコメント）の募集・説明会を実施します

■計画の理念

秩父圏域のし尿処理事業の広域化による処理の安定の実現

■計画の内容

処理効率の低下している秩父圏域のし尿処理施設3施設の将来的な統廃合に向けて、事業を秩父広域市町村圏組合に移管します。

■パブリックコメントの実施

公表方法	公表時期および意見募集期間	提出方法
・町ホームページへの掲載 ・町民課窓口での閲覧 ・し尿処理事業広域化準備室での閲覧	4月12日（月）から 5月12日（水）まで	郵便 FAX 電子メール

■意見の取扱い

- ・いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご意見の内容は、個人情報を除き公開する場合があります。

■住民説明会

現在策定中の基本計画（案）について、住民説明会を開催します。

日 時	場 所	定 員
4月28日（水） 午後6時～午後7時	役場3階大会議室	30名

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、変更又は中止する場合があります。町HP（<http://www.town.nagatoro.saitama.jp/>）でご確認ください。

※三密を避けるため、入場者数を制限させていただきます。参加者多数の場合は先着順とさせていただきます。

問合せ 秩父地域し尿処理事業広域化準備室 〒368-8686 熊木町8-15 ☎26・1135
 ☎22・2309 ✉shinyokoiki@city.chichibu.lg.jp
 長瀬町町民課環境衛生担当 ☎66・3111内線126 FAX 66・3564
 ✉choumin@town.nagatoro.saitama.jp